

一般事業主行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境を作ることによって、従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、以下の通り、行動計画を定める。

1. 行動計画期間 令和6年8月1日～ 令和11年7月31日までの5年間

2. 内容（目標及び対策）

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育児休業中の社会保険料免除など、制度内容の周知や本人にとってのメリットについてパンフレット等を用いて説明すると共に、将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指す。

- 令和6年8月～ 妊娠後、継続勤務する事に不安を持たず、安心して働いてもらう為に、育児休業取得促進を図り、継続就業定着の為の制度の周知・啓発の実施を行う（継続）
- 令和6年8月～ 行政発行のチラシ・パンフレット等を使い、具体的に産前産後の出産手当金・育児休業給付・社会保険料免除制度の説明を行う（継続）
- 令和6年8月～ 対象従業員に対する本人の希望及び上記制度周知の理解度等について個別確認を行うと共に、従業員が相談できる機会を設ける。また当該機会において、必要に応じ、過去の制度利用者から具体的な事例共有ができる体制を整備する

目標2：育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備を図る。

- 令和6年8月～ 育児休業に関する規定の整備及び育児休業等の待遇、育児休業後の労働条件の周知を図る（継続）
- 令和6年8月～ 結婚、妊娠後に退職することなく、育児休業取得後の復帰支援プラン対象者の希望の実現を図る（継続）

目標3：子の看護等休暇について、法律を上回る制度設計を行うことで、職場復帰後においても両立支援を図る。

- 令和6年8月～ 子の看護休暇における子の対象年齢及び休暇取得事由を拡充し、より休暇を取りやすい環境整備を行う
- 令和6年8月～ 法改正事項やその他両立支援に関する情報収集及び従業員の意見聴取を行い、法を上回る制度導入に努める